

実践報告

個と集団の教育活動の活性化を図る 特別支援教育支援員の活用

岩永 悟* ・ 中尾 聡彦* ・ 三好 智恵* ・ 白川 智子*

Utilization of Special Support Education Support Staff to Revitalize Individual and Group Educational Activities

Satoru IWANAGA*, Akihiko NAKAO*,
Tomoe MIYOSHI* and Tomoko SHIRAKAWA*

【要約】

特別支援教育支援員（以下、支援員）の業務は、校長の命を受け、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師、養護教諭と連携の上、特別な教育的支援を要する児童の支援を行うものである。しかし、その業務は学習支援、健康・安全確保、障害理解の促進など多岐にわたる。本実践では、特別支援教育に係る校内体制をどのように整備し、支援員を活用したのか、そして対象児童とのかかわりなど支援の実際を述べる。

【キーワード】

特別支援教育、支援員、コーディネーター、支援体制

I はじめに

平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくことになった。このことに伴い、障害の種類や程度に応じて特別な場で手厚い教育を行うことに重点が置かれていた従来の「特殊教育」から、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うことに重点が置かれる「特別支援教育」への教育観の転換が図られ、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害などのある児童生徒も含め、より多くの児童生徒の教育的ニーズに対応した教育を行うことになった。

本校においては、「リーダー性を備えた生きる力」を育むことを目標としている。次世代のリーダーが備えるべき資質の一つとして、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考えた。

特別支援教育の推進にあたっては、様々な取組が試みられているが、支援員の業務が学習支援、健康・安全確保、障害理解の促進など多岐にわたること、有効な活用のための校内体制の整備、対象児童生徒に特性に合わせた支援の在り方など、実践的課題も様々である。

本事例は、これらの実践的課題と正対しながら試みた個と集団の教育活動の活性化を図る支援員の活用についての実践である。

*佐賀大学教育学部附属小学校

II 支援員配置に至る背景と経緯，対象児童の実態について

1 インクルーシブ教育システムについて

(1) インクルーシブ教育システムとは

障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

(2) 障害のある児童への教育的支援の必要性（法的根拠等）

① 日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② 教育基本法（昭和十八年法律第百二十号）

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

③ 障害者差別解消法（H25.6成立，H28.4施行）

第7条2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(3) 現在の最重要課題～共生社会の実現～

① 障害者が積極的に参加・貢献できる社会＝共生社会の実現は、様々な人が生き生きと活躍できる社会の実現であり、国民全体にとって有益である。

② 各分野において、共生社会実現のための取組が進められている。

③ 教育分野の重要課題は、一人一人に応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を構築すること。

(4) インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件

① 障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと

② 障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること（基礎的環境整備*1）

③ 障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適当な変更・調整（合理的配慮*2）が提供されること等

*1 基礎的環境整備とは

基礎的環境整備とは、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行うことである。

（例）「専門性のある指導体制の確保」「教材の確保」「施設・設備の整備」等

*2 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、「学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」

「障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」である。

2 支援員配置に至る経緯について

本校には特別支援学級の設置はないが、特別支援教育の視点で児童の実態を観察してみると、程度の差はあるものの、コミュニケーションや対人関係を構築することに難しさを感じている児童や、集中できない、じっとしてられない、考えるよりも先に動いてしまうなどの特徴をもつ児童が見られる。平成26年度には、第3学年においてこのような困り感が顕著に現れる児童により、周囲の児童の学習や生活に影響が出たため、特別な教育的支援が必要だと判断し、平成27年度より特別支援教育支援員の配置を学部要望した。しかし、支援員を導入するにあたり、予算の獲得が大きな障害となったが、学部長の英断により配置が叶った。

3 対象児童について

(1) 対象児童の特性について

① 家族構成

父、母、姉（中学2年生・高校1年生）、本人（以下、A児）の5人家族

② 家庭環境

ア 父親は公務員、母親は図書館職員である。父親は家庭内で厳しく、母親は温和な性格である。次女が精神的に不安定なため、母親はその対応に追われることが多い。それに伴い母親も精神的に不安定な状態になることがあるため、佐賀大学のカウンセリングに通っている。父親は家族と距離を保つため、昨年の夏から祖母（父親の実母）と一緒に生活をしている。学習は父親と一緒にすることが多い。祖母も協力的である。

イ 合気道、公文の塾に通っている。父親と共に、航空少年団の活動・スキー教室やボーイスカウトなどにも参加している。

③ 幼児期の状況

父親の方針で家族で行動することが多く、友だちのかかわりが少なかった。母親は、友だちとのかかわりをもとと、幼稚園の役員などを引き受けるなどしていた。また、小学校も地元の学校への入学を希望していた。その時期に、次女が交通事故に遭い、その対応に追われA児と十分かかわることができなくなった。保育園では、愛嬌があるとよく褒められていた。

④ 諸検査の結果

2014年8月	MR I 検査(異常なし)
2014年8月	WISC-IV
(9歳2か月)	全IQ 94 言語理解115 知覚推理93
	ワーキングメモリ82 処理速度83

※ 言語理解と知覚推理は高いが、ワーキングメモリと処理速度が低い。

Ⅲ 支援の実際

1 支援員の有効活用のための校内支援体制の整備

(1) 特別支援教育コーディネーター（以下、コーディネーター）の選任と体制づくり

支援員を導入するにあたり、特別支援学校勤務の経験があり、特別支援教育に対して造詣の深い

職員2名（男女各1名）をコーディネーターに選任した。そして、このコーディネーターと支援員を中心に、対象児童だけに限らず、困り感をもつ児童の実態把握、全職員による共通理解、外部機関や専門スタッフ（スクールカウンセラー）へのつなぎ、具体的な対応の在り方を検討する等、様々なケースに柔軟に対応するための機能的な体制づくりを試みた。機能的な体制づくりのために、新しい試みを導入するという考え方ではなく、「既存の組織や会議の見直しと改善」「対象児童の状態を見定めながらの柔軟な対応と支援」を念頭によりよい支援の在り方を模索した。

① 既存の組織や会議の見直しと改善について

平成26年度までは就学にかかわるケースに対応する「校内就学支援委員会」が組織されていた。そして、校務分掌に「心の教育部会－教育相談」があり、「特別支援教育」「教育相談」についてそれぞれコーディネーターを選任していた。

平成27年度に校務分掌の大幅な見直しを行った。就学にかかわるケースについては従前どおりであるが、これまで「心の教育部会」が担当していた特別支援教育にかかわる校務分掌を「教務－特別支援教育推進」として独立させると共に、コーディネーター2名と支援員、そして副教務的な立場にある級外で組織し、重要な校務分掌として位置づけた。

コーディネーターについても一人で担当するよりは、各々の経験を生かしながら、管理職をはじめとする関係職員との調整を図りながら、よりよい体制づくりができた。本校の校内支援体制の特徴は、コーディネーターを中核としながら、常に指示命令系統が明確である。

② 対象児童の状態を見定めながらの柔軟な対応と支援

支援員が配置された平成27年度当初は、前年度に周囲の児童とのコミュニケーション等に困り感が顕著に現れた4年男子A児の観察、支援に重点をおいた。毎日、担任との情報共有しながら支援方法を模索した。コーディネーターはA児について全職員で共通理解を図るために、月に一回開催される教育相談の会議（全職員参加）において報告の場を設けた。一月ごとのA児の変容や課題を全職員で共通理解することができ、組織だった支援が可能な体制が整い始めた。A児の対応を検討する中で、職員の特別支援教育についての意識も高まり、他の困り感をもった児童についても具体的な支援の在り方を検討するようになった。このような中、平成28年度になると、A児の状態も改善され始めたことから、支援員の支援対象を更に広げた。支援員の支援計画については、コーディネーターと支援員がその週を振り返り、次週の支援計画について検討し、関係職員に配付するシステムを構築した。

(2) 全職員による共通理解

従前から配慮を要する児童に係る共通理解の場として、月に1回、月曜日の放課後に教育相談の時間を確保していた。支援員の配置に伴い、A児の状態や具体的な支援策などを共通理解することが多くなってきた。具体的な支援策を通じて生じたA児の変化等の事例に学ぶ機会ともなった。このことに伴い、教職員の特別支援教育に係る意識も高まり、徐々に各学級から困り感をもった児童の報告がなされるようになった。コーディネーターを中心に支援員の時間割が作成され、担任と支援員が日常的に支援の在り方を検討する姿も見られるようになった。

2 対象児童の特性に合わせた支援の実際

(1) 対象児童の特性の把握と理解 表1 支援の実際

<p>①学校・学級での状況</p>	<p>【3年生時】 ア 教室で不適切な行動が目立つようになり、席に着けないことが多くなる。 【4年生時】 イ 礼儀正しく、元気に挨拶することができ、人と積極的にかかわることができた。ユーモアがありお笑いクラブに所属した。 ウ 周りのことが気になり集中できず、学習の準備などがスムーズにできないことが多くなる。 エ 身の周りの整理ができず、片付けられない。 オ 勝負事にこだわり、負けることを嫌う。このことに伴い、友だちとのトラブルも増える。 カ 発表できないなど、自分の要求が通らないと癇癪を起こし、ものを壊したり、号泣したりする。 キ 指導を素直に受け止められず、理屈を言うことが多くなる。 【5年生】 ク 授業が始まると、席に着くことができるようになる。しかし、研究授業や、社会科見学など環境が変化すると興奮し発言が多くなる。 ケ 休み時間は外で遊ぶことを好み、前期は低学年と遊ぶ姿が多く見られた。後期は友だちとサッカーなどをすることが多くなった。校内を歩き回る姿も見られ始めた。 コ 聴覚的情報よりも視覚的情報の方が確実である。情報を得る時の誤差が大きい。 サ 委員会活動・日直の仕事など与えられた仕事は比較的頑張ることができた。 シ 足の裏などに尖った物で刺激を与え、安定を図る姿が見られるようになる。 ス シューズを脱ぐことが多くなる。 セ 水道の水をよく飲む。 ソ 女性に興味を示し好意的な言動が見られるようになる。</p>
<p>②興味・得意なこと</p>	<p>ア 読書、工作、飛行機・電車を好む。特に、電車については、知識が豊富である。 イ 文章を書くことが得意で、国語のリーフレットなどを意欲的に制作することかできる。 ウ 人前で積極的に発表することができる。</p>
<p>③行動面・社会性</p>	<p>ア 一つのことに興味や関心を示すと衝動的な行動が見られ、理科の時間など危険を伴う場合もあった。 イ バスの中で騒いで注意されることが多い。友だちの影響もあるが、閉鎖的な空間でのざわつきが苦手である。 ウ 人から注意を受けると、その時の気分によって受け入れないときがある。時には、相手が怖がるほど強い口調で迫ることもある。 エ 周囲が真剣に物事に取り組んでいるときに、一人我を通しトラブルになるなど、状況を把握したり、雰囲気に合わせてたりして行動することが難しいときがある。 オ 食事のマナーや衛生面等、ソーシャルスキルが身につけていない面が多いため、友だちが違和感を感じ始めてきた。時に、女子との関係修復が難しくなっている。</p>

④学習面	<p>ア 知識が豊富なので 理科・社会などは得意である。</p> <p>イ 国語の読み取りはできるが漢字の取得が難しい。形で覚える傾向がある。文字は丁寧に書くことはできるが気分次第である。</p> <p>ウ 算数は本人に苦手意識があり、図形は好むが計算問題になると意欲がなくなる。</p> <p>エ 外国語は、長女の影響といろいろな場所での経験もあり、挨拶程度の会話ができる。発音も上手である。</p> <p>オ 音楽は、階名を書くことは苦手であるが、リコーダーは意欲的に練習する。鍵盤ハーモニカは鍵盤と階名との関係が理解できていないが両手で弾くことができる。歌は、とても上手だが、声の大きさの調節が苦手である。</p> <p>カ 家庭科は、生活経験が豊富なので、調理や縫い物は好きである。</p> <p>キ 運動は全般的に得意である。走るのも速く、泳ぐこともできる。チームスポーツでのトラブルは以前より少なくなったが、負けると感情をコントロールすることができない。</p>
⑤その他（本人が不快に感じる事・苦手なこと・困っていること・いらいらすること・支援員の気づき）	<p>ア 音が響く場所、大きな音、友だちのリコーダーの音、集中したい時の周りの音に敏感である。</p> <p>イ 魚・漬け物が苦手で、魚は骨があるため手で食べることがある。</p> <p>ウ 臭いに敏感である。給食室からの臭いで意欲がなくなることがある。</p> <p>エ 整理整頓ができず、何でもバックの中に詰め込む。物を大切にしない。作業がとても雑である。</p> <p>オ 食事のマナーが身につけておらず、食事を口に詰め込んでこぼす。</p> <p>カ 力を入れすぎてチョークを折る、糊を大量に出すなど、力の加減ができない。また、他の児童に比べて力がとても強い。</p> <p>キ 相手の気持ちを考えることが苦手である。例えば、友だちが飲み物を飲んで咳をしていることを「もう少し静かにしてなど」平気で言う。</p> <p>ク 夏の気温が高いときや梅雨で湿度がある時など、季節・気温によって気持ちが不安定になる。また、休み明けはあくびが多く、集中力が続かない。イライラすることがとても多い。</p> <p>ケ 予定変更にかかる。</p> <p>コ 本やノートをめくる時、2本の指を使う。つまむことが苦手である。</p> <p>サ 絵の具・墨汁などで汚れても全く気にならない。</p> <p>シ 自主的に宿題に取り組むことができない。</p> <p>ス 父親と学習し続けるといらいらすることが多くなる。</p> <p>セ プライドが高いため、テストの結果などで落胆していらいらすることが多い。</p>

(2) 支援員による支援の実際

①いらいらしたときの対処方法	<p>本人の気分や状況によって切り替えることが速い場合と、遅い場合があるため、状態を見ながら次のような支援を行った。</p> <p>ア 静かな場所や狭い場所、相談室など一人になる場所を探して寝転んだり、歩き回ったりしてクールダウンをさせた。クールダウンができた時はしっかり褒めた。</p> <p>イ 夏場は、冷たいおしぼりを用意してもらい、イライラしたときに首や頭を冷やすことで安定させた。また、水道の水を飲む・水を触るなども効果的であった。ミントの香りで気分が安定したこともあった。</p> <p>ウ 友だちや支援員に思いや願いを伝えることで気分転換をして収まる事もあった。</p>
----------------	--

<p>②A児とかかわる際の支援員としての姿勢と具体的な方策</p>	<p>ア 日々の記録を残し、担任との共通理解・共通実践に努めた。</p> <p>イ 常にできたことを賞賛して「できた・嬉しい」という経験をたくさん作った。</p> <p>ウ トラブルがあったときは、話を聞いて共感し、行動を振り返らせて本人に考えさせた。具体的な場面を示し、「どうすればよかったか」を常に考えさせ、悪いことは責めず、謝ったことに焦点をあてて褒めた。</p> <p>エ 友だち関係など、自分で解決できないときは、誰かに相談をすることを伝え続けた。</p> <p>オ 「頑張りカード」などを作り、点数化し励みとさせた。</p> <p>カ 女子に極端に近づくことや触るなど、友だちとの間違ったコミュニケーションは、繰り返し厳しく指導をした。</p> <p>キ 母親との連絡ノートを作成して家庭との共通理解、連携を図った。</p>
-----------------------------------	--

(3) 支援員による支援にかかる成果と課題

<p>①成果</p>	<p>ア 友だちとのトラブルが少なくなり、勝負ごとにおいても負けを認められるようになってきた。</p> <p>イ 先生の指示で動けるようになってきた。</p> <p>ウ 物が片付けるなど身辺整理ができるようになってきた。</p> <p>エ 座って授業を受けられるようになってきた。</p> <p>オ シャツをいつも意識して入れるなど身なりを整えることができるようになってきた。</p> <p>カ 朝の準備が速くなってきた。</p> <p>キ 感情にまかせて物を壊さなくなってきた。</p> <p>ク 我慢できることが多くなってきた。</p>
<p>②課題</p>	<p>ア 衝動的な行動(危険性を伴う場合が多い)</p> <p>イ ソーシャルスキルの取得</p> <p>ウ 自主的な学習意欲と態度(宿題・課題)</p> <p>エ 衛生面の意識向上</p> <p>オ 異性への関心と関わり方の取得</p>
<p>③その他</p>	<p>ア A児の精神的な安定は家庭内の安定が大きく影響している。福祉団体などの支援を受けながら家庭をサポートすることが必要である。</p> <p>イ 再度、WISC-IVの検査を行い、前回の結果と比較したり、現状を把握したりして今後の支援計画を作成する必要がある。</p> <p>ウ 定期的に保護者との面談を行い、学校での様子や家庭での様子を共通理解しながら支援策を検討する必要がある。また、母親の精神的な安定のためにも連絡ノートも継続する必要がある。</p> <p>エ 学校と家庭だけでの支援では限界がある。また、現時点での支援から将来的な支援を見通す上でも専門的な機関でのサポートが必要である。</p>

IV 成果と課題

1 成果

- ① 支援員の配置により、教職員の特別支援教育に係る意識が高まり、各教室で個々の困り感に目を向けた日常の指導ができるようになってきた。
- ② 支援員の配置に伴い、特別支援教育推進を重要な校務分掌として位置づけたことで、校内の支

援体制も整備・充実されてきた。

- ③ 支援員の配置によりA児の特性に合わせた教育的配慮が行われ、日常の生活が少しずつ安定してきた。このことは周囲の児童にも特別支援教育に対する理解を促すことにつながり、共生していくことの大切さと難しさを学ぶ機会となっている。
- ④ A児については対人関係が改善されるなど、学習、生活の両面にわたって支援の効果が現れてきた。このことに伴い、学習の環境が乱されているなどの保護者からの苦情がなくなった。
- ⑤ 支援員の配置について育友会総会等で特別支援教育についての理解を促したことで、保護者の理解が進んだ。

2 課題

- ① 現在、支援対象の主はA児であるが、その他にも配慮や支援を要する児童が在籍している。A児の状態や教科(学習内容)を見ながら、一人で6学級の支援を行っている現状がある。予算(人件費)の問題もあり支援員の増員が難しい状況にあるが、文部科学省が進めている「チーム学校」実現のために専門スタッフとしての支援員の積極的な配置が求められる。
 - ② 外部の専門機関との連携を通じて、A児の学校外での支援体制や将来を見通した支援の在り方を検討する必要がある。
 - ③ 現在、スクールカウンセラーの訪問は不定期である。相談のスケジュールも立てにくく支援員、担任、該当児童、保護者が支援策などを相談できる専門スタッフとしてのスクールカウンセラーの定期的な訪問が求められる。
-